

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)

令和3年第3回設楽町議会臨時会会議録

令和3年11月10日午前9時00分、第回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 原田純子 | 2 村松純次 | 3 七原 剛 |
| 4 原田直幸 | 5 今泉吉人 | 6 金田敏行 |
| 7 金田文子 | 8 高森陽一郎 | 9 伊藤 武 |
| 10 田中邦利 | 11 加藤弘文 | 12 山口伸彦 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	加藤直美
建設課長	小川泰徳	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

- 日程第1 議席の一部変更
- 日程第2 常任委員の選任
- 日程第3 会議録署名議員の指名について
- 日程第4 会期の決定について
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 行政報告
- 日程第7 (報告第19号)専決処分の報告について
- 日程第8 (報告第20号)専決処分の承認について
- 日程第9 (同意第9号)設楽町副町長の選任について
- 日程第10 (同意第10号)設楽町教育委員会教育長の任命について
- 日程第11 (議案第74号)令和3年度設楽町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第12 (議案第75号)令和3年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第

2号)

日程第13 (議案第76号) 令和3年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算
(第4号)

会 議 録

開会 午前8時57分

議長 おはようございます。二、三分早いようでありますけれども、全員おそろいになりましたので。ただ今の出席議員は、12名全員であります。定数に達しておりますので、令和3年第3回設楽町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議長 本臨時会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

10 田中 おはようございます。令和3年第3回臨時会第1日の運営につきましては、令和3年11月8日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1は「議席の一部変更」について。

日程第2は、「常任委員の選任」です。

日程第3、日程第4は、従来通りです。

日程第5「諸般の報告」につきましては、議長より、「例月出納検査結果ついて」の報告があります。

日程第6「行政報告」は、新町長より報告があります。本日提案されている案件は、町長提案7件です。

日程第7「専決処分の報告」から順次1件ごとに上程しますが、日程11から13は一括上程し、それぞれ単独審議、単独採決といたします。

その他は単独上程し、それぞれ単独審議、単独採決です。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

議長 日程第1「議席の一部変更」を行います。

今回新たに当選されました、原田純子君と村松純次君の議席に関連し、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。お

諮りします。議席の変更について、いかが取り計らいましょうか。

5 金田(敏) 議長一任でよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 議長一任の声がありました。その件につきまして御異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議席はお手元に配布した議席表のとおり、1番原田純子君、2番村松純次君、3番七原剛君、4番原田直幸君、5番今泉吉人君、6番金田敏行君、7番金田文子君、8番高森陽一郎君、9番伊藤武君、10番田中邦利君、11番加藤弘文君、12番山口伸彦と指名します。

御異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、配布した議席表のとおり決定いたします。議席名札と共に移動をお願いいたします。

[議員席移動]

議長 それでは、新しく席につかれました皆さんに、新しく入られました新入議員の原田純子議員と村松純次議員から自己紹介をお願いしたいと思ひます。1番原田純子君。

(原田純子議員自己紹介)

[拍手]

議長 続きまして、村松純次議員からの自己紹介をお願いいたします。

(村松純次議員自己紹介)

[拍手]

議長 はい。ありがとうございました。

議長 日程第2「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。今回新たに当選されました原田純子君と村松純次君の常任委員の選任について、いかが取り計らいましょうか。

6 金田(敏) これも先ほどと同様、議長一任でお願いしたいと思ひます。

議長 ほかにございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ただいま、議長一任の声がありました。それに御異議がないようでありますので、賛同される方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

議長 挙手全員であります。それでは、異議なしと認めます。お手元に配布したとおり、総務建設委員に原田純子君を。文教厚生委員に村松純次君を指名したいと思ひます。御意見ありませぬか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。総務建設委員に原田純子君、文教厚生委員に村松純次君に選任することに決定いたしました。

議長 日程第3「会議録署名議員の指名について」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番高森陽一郎君、及び9番伊藤武君を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長 日程第4「会期の決定について」を議題とします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長 日程第5「諸般の報告」を行います。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和3年度9月・10月執行分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第6「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。

私、町長になって2週間少しでありますけれども、この議場に来るとなんとなく住み慣れた我が家に帰ってきたような気がして少し安心をいたします。

それでは、行政報告をさせていただきます。

本日、第3回設楽町臨時議会が開催されるにあたり、町長就任の御挨拶と、今後の町政運営につきまして、所信の一端を述べさせていただきます。

最初に、町長選挙と同時に行われました設楽町議会議員補欠選挙におきまして、原田純子さん、村松純次さんが御当選をされました。心よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

さて、昨年1月の日本でのコロナウイルス初感染より、やがて2年の歳月の経過と共に、私たちは、新しい生活様式の構築や新しい価値観の創造

という、これまで経験したことのない時代の転換点を迎えていると思います。

そのような中、私は、この度の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様の御支援を賜り、設楽町長を務めさせていただくことになりました。このことは、身に余る光栄でありますと共に、町政を担う責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

私はこれまで「次の世代にしっかりとつないでいくことができるように、今を一生懸命に頑張っていくこと、これが現代を生きる者の役割」という思いでやってまいりました。それは、まちづくりにおいても同じであるというふうに思っています。この信念に基づきまして進めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

最初に、設楽町では長年の課題でありました設楽ダム事業も、多くの住民の皆様の御理解と御協力のもと、大変、順調な進捗が図られる状況となっています。今後も設楽ダム受入れの原点である「設楽町の将来につなげていく」、このことには全力で取り組んでまいりたいと思っております。

そして、そんな今だからこそ将来をしっかりと見据え、考え、備えていく、そんな時が来ていると思っております。

私はこれまで14年の議員経験の中で、今、この町に一番必要なことは住民の皆さんとの対話であるというふうに考えています。住民の皆さんが、このダム事業の終わった後、また、この町の10年後、そして御自身の将来をどのように描いてみえるのかを、膝を突き合わせた対話の中で、住民の皆さんと一緒に考えていく時だというふうに思っています。

具体的には、まず、設楽ダム事業につきましては、今後もダム受入れ時に確約した事項の着実な履行を基に、町内消費の徹底をお願いしてまいります。

また、現在検討されている設楽ダム事業における小水力発電では、その売電益を、ダム事業を受入れていただいた町民の皆様に還元することを考えております。4年の任期中にはできないと思っておりますけれども、この方向性に沿って計画を進めてまいりたいと思っております。

次に、産業振興について申し上げます。

設楽町には大変多くの地域資源がありますので、それを活用した産業振興に取り組んでまいりたいと思っております。

とりわけ、町の90%以上を占める山林につきましては今後の大きなテーマであると思っております。現在、コロナ禍の中で発生したウッドショックと呼ばれる国産材需要の増大は、長く続く林業低迷を少しずつ変えていく大きなチャンスというふうに捉えています。そこで、県内唯一の林業科を

持つ田口高校との連携をし、田口高校の魅力化を図ると共にその中で林業のイメージアップに取り組み、林業従事者の育成につなげてまいります。

また、観光行政を充実させ、交流人口の増大につなげていくことは、これからの設楽町にとって大きな課題です。そこで、観光部門を充実させ、町内を一体的に見た観光行政に取り組んでまいります。

今年度、設楽町の観光の拠点として歴史民俗資料館を含む「道の駅したら」が整備されました。この道の駅と、清崎貯木場の跡地と、隣接する愛知県所有の県有林と併せて有効活用の検討をしております。現在、この清崎貯木場跡地が大規模災害時の防災拠点として位置づけられていること、県有林、特に保安林の利用について可能となるかの調整、また、近隣に高齢者施設があることなど、高いハードルがありますけれども、熱意をもって取り組んでまいりたいと思っています。

次に、行財政改革です。設楽ダム完成後、そして10年後をどの様に迎えていくのかを、行政・財政・町内平等環境・教育・公共施設のあり方など、様々な面や視点から考えなくてはならない時が来ていると思っています。そしてそれを考えるには、住民の皆さんとの対話が大きな前提であると考えています。そこで、町内4地区で開催しています住民懇談会を区単位で実施をしたいと思っています。住民の皆さんと膝を突き合わせた対話をしていきたいと思っています。しかし、現在コロナ禍ということで開催の見通しが立つ状況にありませんけれども、将来に向け必ず必要なことですので、いろいろな形を検討しております。

そして、次の世代に負担を強いることのないように、10年後の財政見直しなどの情報を開示する中で、町の将来像をどのように描いて行くのかを、事業の見直しを含め、町民の皆さんと創り上げていきたいと思っています。

次に、教育環境についてです。

子育て世代の皆さんだけでなく、地域を支えていただく住民の皆さんにとっても大きな関心事である教育環境の適正化につきましては、昨年度、設楽町立小中学校適正配置検討委員会より一定の方向性が定められました。現在、その方向性に沿い設楽町総合教育会議を経て、今後、住民の皆さんに説明をし、御意見を伺うという段階に来ています。多くの皆さんの声を聞く中で、子育てをされる皆さんの不安が少しでもなくなるよう、速やかな対応に努めてまいります。

最後になりますが、私は「気軽に訪れていただくことができる町長室」にしたいなと思っています。町民の皆さんには、ぜひ気軽にお越しをいただき、いろいろなお話をお聞かせいただきたいと思っています。そして、議会の皆様と共に「次の世代にしっかりとつないでいけるまちづくり」に一生

懸命取り組んでまいり所存でございます。議員各位、並びに町民の皆様には、一層の御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、就任の御挨拶と所信表明とさせていただきます。

なお、本日は専決処分の報告2件、設楽町副町長の選任、教育長の任命、補正予算3件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、臨時議会の審議に先立ちまして、わたくしの「行政報告」とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、日程第7 「報告第19号 専決処分の報告について」を、議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 それでは、報告第19号「専決処分の報告について」であります。

地方自治法第180条第1項及び、設楽町長の専決事項の指定第3項、損害賠償額50万円以下の規定により、10月1日に専決処分書のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

今回の事故内容は7ページの参考資料に記載するとおり、本年8月31日午前10時頃、損害賠償の相手方の普通乗用車が豊邦字鳥巢地内の町道豊邦作手線を走行中に、大雨により洗掘された路面において、深さ約10センチメートルの穴の段差に右フロントタイヤが落ちたというか、当たって、その衝撃により、右フロントの足回りを損傷したものであります。

保険会社と損害賠償請求者により協議をいたした結果、一般的な事例に基づきまして、道路管理者である設楽町の過失割合を6割と決定いたしました。被害金額の277,948円の60%に相当する、166,769円を賠償する示談により専決処分をしたものであります。なお、負担すべき賠償金は町が加入する保険会社、損保ジャパンのほうから、修理会社であります東愛知日産設楽支店へ直接支払を行いまして、町の実質的な負担はありません。

施設については設備の点検をしておるところであります。近年このような事故が複数起きておりますので、更に注意をしながら点検を進めてまいりたいと思います。

以上であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

6 金田(敏) 先ほどの説明だと、大雨により洗掘されて道路に穴が開いていたということで、当然大雨の後には道路管理者というのはある程度パトロールをして状況を確認すると思われませんが、この点で確認はできていたのか、いなかったのか。また、事故後のその穴はどうなったのか報告してください。

建設課長 事故後の対応は、直ちにうちの職員が行きまして、陥没した穴のほうは埋めました。また、大雨ということですが、実はその前の週に建設課の職員も私もですけど現場を通過しておりまして、特に異常は見受けられませんでした。ただ、その後の週末に大雨が降って陥没してしまったということです。そのときは、通常うちのほうが道路の点検をやるのは、例えば台風が来たですとか、すごい降雨量が降った場合には道路の点検をやるのですけれども、この場合はそこまでは降らなかったものですから、このときには道路の点検は行っておりませんでした。ただ、今後最近の大雨により、どんなふうになるのか予想がつかない状況もありますので、今後は極力大雨の後には道路点検をするように勤めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

8 高森 午前10時って、非常にしっかり道路がみえる時間だったと思うのですが、この6割の過失というのは、運転者に多少そういう前方不注意とか、そういう責任があったのでしょうか。

建設課長 この6割というのは、運転手さんを悪く言うわけではございませんが、運転手さんの前方不注意というのもございますので、保険会社等々の過去の判例、事例により、設楽町の過失割合を6割というふうにいたしました。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

報告19号は、以上で終わります。

議長 日程第8 報告第20号「専決処分の報告について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 報告第20号「専決処分の報告について」であります。

本件は、今年の6月22日の6月議会最終日におきまして、工事請負契約の締結に係る議会の議決を得ました。名称としては、「防災行政無線（同報系）の機能強化・改善事業」ということです。設楽町長の専決事項の指定第1項に該当する300万円以下の契約金額の変更が必要になりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、10月12日に別紙専決処分書のとおり専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

今回の変更内容は、9月補正予算で説明をさせていただきましたが、庁

舎内の防災行政無線設備による直流電源装置が耐用年数を大幅に超過していたということで、新たな機器更新の追加が必要になりまして、当初契約金額 110,440,000 円から、113,101,942 に 2,661,942 円増加する変更契約であります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

7 金田(文) 質問させていただきます。まず、契約金額を議決した以降に 270 万強の増額の具体的な理由を知りたいと思います。

それから、2 番目に変更理由の文言の表記の仕方で、下から 2 行目の所の、「今回の機器更新に伴い電源装置の負担が大きくなることから交換が必要となった」というふうにあるのですが、この意味、機器を更新して、電源装置の負担が大きくなると読み取れるのですが、表現が前後しているということなのでしょうか。そこのところ詳しく申し上げます。

総務課長 ちょっと詳しく説明させていただきます。今回防災行政無線の設備を一式交換する工事を契約しております。機器を発注後に精査していったところが、直流電源装置という、交流電源を直流電源に交換する装置、こちらが非常に古いもの、これ、交換をしたほうがいいよという話は出ておったのですが、なかなか金額的なものもありまして、だましましというか、使える間は使っておったという状況であります。ただし、今回施設の設備全般を入れ替えるにあたって電源が安定したものにしようかとい、使う電気も以前の使いよりも増えるということで、このタイミングでは替えたほうがいいという結論に至りまして、この機械、直流電源装置を追加で交換するという判断に至りまして、増額変更すると、そういう内容であります。

よろしく申し上げます。

7 金田(文) そうすると、最初の契約の中には、この電源装置が含まれていなかったもので、契約の一式の外にこの装置があったということですか。

総務課長 はい、そのとおりであります。

議長 ほかにございませんか。

3 七原 この契約自体が随意契約だったのですよね。ということは、おそらくメーカーの人間か、代理店の人間か分からないですけども、見てこれだけは金額が多めにかかりますよ、ということが最初に提示があったと思うんですけども、その段階で、この電源装置は負担が大きくなるから替えたほうがいいよという、そういう話はなかったのでしょうか。

総務課長 最初の計画時点での提案には、この機械については入っておりませんでした。

議長 ほかにございませんか。

6 金田(敏) この機器とかもですけども、役場の危機管理は、管理業務委託しておると思うんです。その管理している業者が交換時期を7年も超過しているのに、そちらからの話というのは、管理者というか、その業者のほうからは何の話もなかったということですか、7年間。

総務課長 はい。実は正直なところを申しますと、点検業者のほうからは、そろそろ替えたほうがいいよという話はあったようです。が、金額的な問題もありまして、なるべく使っていこうというスタイルで現在まで来ておったという状況。その間は特にトラブルはなく動いておったが、今回使う電流も増えるということで、これは絶対替えたほうがいいよという話になったということでもあります。

よろしくお願いします。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

報告 20 号は、終わりました。

議長 日程第 9、同意第 9 号「設楽町副町長の選任について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 それでは、お願いします。

同意第 9 号「設楽町副町長の選任について」。

次の者を設楽町副町長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名は、久保田美智雄。説明といたしましては、新たに副町長を選任するためであります。

よろしくお願いいたします。

議長 それでは、久保田美智雄君の退席を求めます。

[久保田美智雄君退席]

議長 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

「同意第9号」の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員であります。

同意第9号は、同意することに決定をいたしました。

久保田君の入場を許します。

〔久保田君入場〕

議長 ただいま選任されました久保田美智雄君から挨拶をいただきます。

久保田 ただいま選任していただき、ありがとうございました。設楽町の副町長という重責を担うことになり、身の引き締まる思いで、しばらくは緊張が続く日々が続くと思っております。副町長として誠に微力ではありますが、町民の皆さんの笑顔が見られるように、住民の福祉向上につながるようにつながるように、全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔拍手〕

議長 日程第10、同意第10号「設楽町教育委員会教育長の任命について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 それでは、願います。同意第10号「設楽町教育委員会教育長の任命について」。

次の者を設楽町教育委員会教育長に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名、大須賀宏明。説明といたしましては、新たに副町長を選任するためであります。

よろしく願いいたします。

議長 それでは、大須賀宏明君の退席を求めます。

〔大須賀宏明君退席〕

議長 同意第10号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

同意第 10 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

同意第 10 号は、同意することに決定しました。

大須賀君の入場を許します。

〔大須賀宏明君入場〕

議長 ただいま選任されました大須賀宏明君から挨拶をいただきます。中央の発言席でお願いします。

大須賀 御同意ありがとうございます。任期中は、これまで同様いろんな課題について、スピード感をもって適確に対応していきたいと思います。それで、将来の設楽町の教育行政のために一生懸命頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

〔拍手〕

議長 日程第 11、議案第 74 号「令和 3 年度設楽町一般会計補正予算（第 8 号）」から日程第 13、議案第 76 号「令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 4 号）」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 以上 3 つの議案、予算につきましては、財政課長から内容を説明いただきます。

財政課長 それでは、補正予算 3 件の説明をさせていただきます。

最初に議案第 74 号「令和 3 年度設楽町一般会計補正予算（第 8 号）」について説明します。議案の 10 ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 24, 233 千円を追加し、予算総額を 6, 101, 380 千円とするものであります。主にコロナウイルス感染症対策関連及び、簡易水道配水管布設工事に係る簡易水道特別会計への繰出金の追加計上であります。

それでは、歳出の補正予算に関する説明書、19、20 ページをお開きください。

最初は、3 款民生費です。9 目新型コロナウイルス感染症対策費の 11 節 役務費です。本年 5 月補正で計上した任意抗原定量検査手数料。いちおう 100 人分予定しておりましたが、この検査よりも、簡便かつ速やかに判定できる PCR 検査を実施することとしたため、抗原定量検査の手数料、89 万 7, 000 円を皆減し、PCR 検査手数料 65 万 9, 000 円を新規に計上する

ものです。つぐ診療所特別会計でも説明しますが、今回の補正でPCR検査機器を購入しますので、速やかな診断ができることとなります。

次の14節工事請負費は、6月補正のコロナ感染症対策に係る清嶺保育園トイレ改修工事において不足が生じたので、61万2,000円を増額するものです。が、今回の補正では、一旦財政調整基金を充当して、コロナ臨時交付金の精算の際に財源更正で調整をする予定としております。

その下、4款衛生費、3目つぐ診療所費は、コロナウイルス感染症対策に係る特別会計の歳入歳出の財源調整のため、操出金44万5,000円を増額であります。

その次の6目簡易水道費は、県道和市清崎線の塩津橋の架設工事の配水管布設工事費の増額に伴う消費税分400万円を操出金として追加するものであります。

その下の6款商工費、商工総務費の事業者感染症対策支援金は、コロナ対策として町内事業所等の安全な環境を整備するため、感染症拡大防止にかかる飛沫防止パーテーション、間仕切り等の消耗品や非接触式消毒器、検温器、空気清浄機、タブレット式注文設備等の備品購入に係る経費を支援するものであります。想定としての対象者は、町内に本店または支店がある法人、または、町内に住所と事業所、事務所があり、主たる収入の全収入の半分以上が事業収入である個人事業主のうち、業種別ガイドラインを遵守し、安心・安全施設としての登録申請を行った事業所で、今後も事業を継続する意思のある方でありまして、支給基準としましては事業費の75%以内で、上限を20万としております。また、町内に支店を有する場合も、本店とは別の事業所として対象となります。ただし町外にある場合は10万円を上限とします。

次に、補助対象となる物品の購入期間ですけれども、令和3年4月1日から令和4年1月31日までにとりあえず限定しております。申請期限も令和4年2月28日までを原則としております。したがってこの期間内に購入した方で、対象物品であれば、遡って対象となります。

補正予算額としては、全体で1千万を計上しております。内訳としましては、先ほど上限額を20万円及び10万円と説明しましたが、この場合、あくまで見込みとなりますけれども、20万円の事業所を30箇所分、10万円の事業所を5箇所分、そのほかは平均の支援額を5万円と想定しまして、70箇所の事業所分を見込んで計上しております。ですので、5万円というふうに限定をしたわけではありませんのでお間違えのないようお願いしたいと思います。

財源は先ほどの保育園と一緒に、とりあえず一般財源を充てております。

内容から考えてこの事業はコロナ臨時交付金の対象となりますけれども、現在交付金をほぼ満額充当しているため、充当している事業の進捗及び実績額を踏まえて臨時交付金への振替を行う予定としております。

次のページの7款土木費です。道路改築費は、町道田峯東区田内線の配水管布設工事の増額200万円と、水道事業債に係る財源更正40万円分、合計240万円の操出金の増額であります。

最後です。9款教育費、こちらも新型コロナウイルス感染症対策費の10節需用費です。消耗品ということで、補正額7,014千円を計上しました。

内容としては2点あります。1点は、コロナ感染症対策用品の購入について、1項当たりの上限額90万円分を7項分、630万円を新規計上するものです。歳入でも説明しましたがけれども、630万円の2分の1が国庫補助金として交付され、残りの町負担分はコロナ臨時交付金の別枠加算が見込まれております。ですので結果的に全額補助事業となる予定ですがけれども、現在の情報ですと12月頃にならないと内容等が判明しないということで今回は財政調整基金を財源とし、3月補正で財源更正を行う予定としております。

2点目です。GIGAスクール構想に基づいて児童生徒全員用のタブレットを購入しましたが、主に学校で使うことを想定し、収納のためのスタンド型のラックも併せて購入しました。このラックは自動で充電できる装置がありますので個別の充電装置を購入しませんでした。現在コロナの感染は治まっているものの、今後また拡大する可能性も考えられますので、その場合家庭で長時間タブレットを活用した学習を行う場合も想定されるということで、223台分の充電器の購入費71万4,000円を補正するものがあります。

以上が、歳出であります。

続きまして、歳入について説明します。17、18ページに戻ってください。

最初は、15款国庫支出金です。2目民生費国庫補助金の、疾病予防対策事業費補助金です。歳出で説明しました、高齢者等任意抗原定量検査からPCR検査に切り替えたことに伴い、抗原定量検査分で37万5,000円改減となるものの、PCR検査分で30万円分対象となることから、両方の事業費にかかる補助金を相殺して7万5,000円の減額補正であります。

その下、6目教育費、国庫補助金は、先ほど歳出9款の教育費で説明した感染症予防対策のための消耗品630万円に対する2分の1の補助金、315万円の新規計上であります。

その下、19款繰入金、財政調整基金繰入金は、歳入補正における国庫補助金以外の事業の財源に充当するため基金から21,158千円を繰り入れるも

のであります。

以上が一般会計です。

続きまして 23 ページ、議案第 75 号「令和 3 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 46,000 千円を追加し、総額を 866,892 千円とするものであります。また、26 ページの第 2 表のとおり、地方債の限度額を 29,700 千円から 29,300 千円に変更しております。

歳出の補正予算に関する説明書、33、34 ページをお願いします。

2 款事業費、1 項 1 目施設管理費で 46,000 千円の増額であります。内容としては 2 点あります。

最初は、県道和市清崎線の塩津橋架設にかかる配水管布設工事分で 44,000 千円の増額です。増額理由は、工事延長が 100 メートルから 160 メートルに 60 メートル延びたこと。橋梁部分の架設工事の方法が露出方式から添架方式に変更したことによるものです。

2 点目は、町道田峯東区田内線の配水管布設工事分で 200 万円の増額です。こちらも工事延長が 50 メートルから 75 メートルに 25 メートル延びたことによるものです。

続きまして、31、32 ページに戻っていただいて、歳入です。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、先ほど歳出で説明しました、県道和市清崎線分として 400 万円を一般会計の 4 款簡易水道費から、町道田峯東区田内線分として 240 万円を 7 款道路改築費から、合計 640 万円の繰入金の増額であります。

次の 7 款諸収入、1 目雑入は、県道和市清崎線に係る公共補償費の増額であります。

その下、8 款町債、水道事業債は、町道田峯東区田内線に係る町債ですが、本来一般会計からの繰入金を財源とすべきものでしたので、財源更正により減額補正するものです。

以上が簡易水道特別会計分です。

最後です。36 ページ、議案第 76 号「令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 4 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1,716 千円を追加し、総額を 92,070 千円とするものであります。

歳出の 45、46 ページをお願いします。一般会計の説明でも若干触れましたけれども、1 款総務費の一般管理費で、コロナに感染しているかどうかを簡便かつ短時間で判定できる P C R 検査機器 1 台の購入費用 143 万円の新規計上です。財源は全額県補助金となっております。

その下、2款医業費、1目医業費で、先ほど説明したPCR検査で使用する試薬キットの購入費用28万6,000円です。

続きまして歳入です。43、44ページに戻ってください。

1款診療収入、5目のその他診療等収入は、任意抗原定量検査からPCR検査に変更をしたことにより、受信者数の減少を見込んだことに伴う23万9,000円の減額であります。

その下、3款県支出金、県補助金は、PCR検査機の補助金で新規計上であります。

その下、4款繰入金、1目の一般会計繰入金は、歳入歳出補正による財源調整で一般会計からの繰入金44万5,000円であります。

最後の6款国庫支出金、国庫補助金は、PCR検査試薬キットについて、8万円を上限に交付される新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の新規計上であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

議案第74号の質疑を行います。質疑はありますか。

6 金田(敏) 20ページの一番上の町民課の手数料のところでお聞きしますけれども。先ほどの説明ですと、抗原定量検査手数料100人分用意をしているということだったんですけれども、今度PCR検査というのは、後のほうに出てくるつぐ診療所のほうで機器を買った、その機器でやる検査の手数料だと思うのですけれども、これはいくらくらいの予定で予算をみてあるのですか。何人分の予定を予算みてありますか。

町民課長 当初は、抗原定量検査ということで補助申請を上げて、100名程度を、高齢者と基礎疾患のある方で任意検査をするという予定でしたが、実はこの定量検査というのは非常に高価な機械で、診療所で行っている検査は高原定性検査というやつなんです。それだと補助対象にならないということで一旦取り下げたのですが、10月になって愛知県のほうから再度PCRのほうの検査助成の話があって、それと同時にPCR検査機器の助成の話も追加募集があったものですから、それに申請をしたところです。そうすると、精度の高いPCR検査ができるのですが、これから議決をいただいて購入という、実際検査を行うのが3か月、4か月になっちゃうんですね、今年度は。その分でおおよそ30名程度検査できるかなということで、30名で見込んでおります。で、抗原定量検査の場合は1回、1人当たりの補助額が7,500円の半分。PCRになると2万円の半分、1万円ですね、になるんです。人数が100人から30人に減ったものですから、手数料のほ

うも若干減ったという、そういう内容であります。

議長 ほかにございませんか。

11 加藤 今回のことに関連の質問なのですが、高齢者任意PCR検査のほうに切り替えをしたということでもありますけれども。確認なのですが、任意PCR、検査を自分が受けたいと思ったときに、発熱外来であるとか濃厚接触であるという条件ではなしに、例えば、長期の旅行に行くからPCRを受けたとかいうふうなことも含めて考えていいのかということの確認です。

それともう1点は、今、予定数が30名ということなのですが、これまでどれくらいの方が実施をして、実質どのくらいあったのかということも気になるので教えていただければと。

それから、確認ですが、費用は自己負担で1万円かかるということによっていいのかということで確認をしたいと思います。お願いします。

町民課長 任意の検査というのは行政検査になりませんので、PCR検査だとおおよそ2万円、実費負担になります。それが、この事業だと、町がやろうとしているのが、補助金を1万円いただいてあとは町費のほうで負担をして、実際は負担額ゼロという内容で実施するものです。発熱外来に行くということは、発熱の症状があるものですから、それイコール行政検査ということで、地元の先生方はそういうふうにご捉えていただいておりますので、そうすると、検査は無料なのですが、先ほど議員が言われたように、海外旅行に行くからやってくれというのは、やっぱり行政検査に適用できませんので実費負担ということになります。

今まで町で検査をどれくらいやったかというのは、正確な数字は把握しておりませんが、感染者7名とプラスアルファということで、ほとんど3つの医療機関、発熱があった場合に先生方は御自分の診療所の抗原定量検査を行った上で、保健所のリアルタイムPCR検査をやっていますので、件数的にはかなりいっていると思います。100件いくらかどうか分からないのですが、3つの医療機関を合わせれば相当な数、濃厚接触者の方も含めてあるとは思っております。ちょっと正確な数字は把握しておりません。

議長 ほかにございませんか。

3 七原 6款商工費のところ、交付金10,000千円の説明が、とりあえず一般財源で出しておいて様子を見ながら調整をしていきますということだったと思いますけれども、現時点で、調整が可能かどうかということを含めて、現時点での見通しはどうなっていますでしょうか。

財政課長 現時点ではっきり大丈夫ですとは言えませんが、おそらく補助する事業であったり、例えば実績を伴う事業があるものですから、それ

らを考えれば、例えば 10,000 千円全額使うとしてそれを満額充当できるかどうかはつきりしませんが、可能性はゼロではないということしか現在申し上げられません。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 74 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 75 号「令和 3 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでありますので、これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 75 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 76 号「令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算 (第 4 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(敏) すみません、1 点お願いします。46 ページ、備品購入費の中でこの PCR 検査、先ほどの説明ですと短時間で結果が出ると言われたのですが、どのくらいの時間で出るのですか。

町民課長 今回導入を予定しております PCR 検査の機器なのですけれども、

通常保健所等がおこなっているPCR検査は、リアルタイムPCR検査と
いって、検体の温度をいろいろ変えながら核酸を増殖させてウイルスを検
査する方法なんですね。今回導入するのは等温核酸増殖法とって、一定
の温度、だから常温ですね、で、唾液ではなくて鼻腔、鼻に綿棒を入れて
そこで検体を取って、約13分から15分で結果が出ます。既に伊藤内科さ
んがその機器を導入されております。ですので、リアルタイムPCR検査
よりは幾分精度は落ちるのですが、ちゃんと空港やなんんかの検疫でも陰
性証明を出す場合にこの装置の結果がちゃんと大丈夫というふうに厚生労
働省のほうから通知がありますので、通常の抗原検査よりもはるかに精度
が良くて早く結果が出る、そういう検査であります。

8 高森 1点お聞きします。今津具のほうで簡易のPCR検査機が導入された
というのですが、設楽町ではほかにそういう機器を設置したところはある
ますか。

町民課長 先ほど申し上げたと思うのですが、伊藤内科さんで既に同じ機器を
導入されております。それで、何件かの検査をされているという情報は入
っております。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようでありますので、これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第76号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第76号は、原案のとおり可決されました。

議長 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。本日の臨時会は、こ
れで散会といたします。

閉会 午前10時12分